

荒尾市自発的活動支援事業費補助金交付
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むための自発的な活動を地域において行う障害者、その家族、地域住民等により構成される団体に対し、予算の範囲内で交付する荒尾市自発的活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、荒尾市補助金等交付規則（平成20年規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 団体の構成員の数が、おおむね5人以上であること。
- (2) 市内に居住する障害者、その家族、地域住民等で構成されていること。
- (3) 市内に活動拠点を置いていること。
- (4) 市内の障害者、その家族、地域住民等を対象として、第4条に規定する事業を行っていること。
- (5) 活動に当たり、会費又は参加費を徴収していること。
- (6) 団体の会則又は規約があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体については、補助対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体
- (2) 法人格を有する団体（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定により認証を受けた特定非営利活動法人を除く。）
- (3) 荒尾市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第2条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する団体
- (4) その他市長が適当でないと認める団体
（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) ピアサポート事業（障害者又はその家族が互いに悩みを共有し、相談及び情報交換ができる交流会等を開催する事業をいう。）
- (2) 災害対策事業（障害者及びその家族の災害対策に関する講習会等を開催する事業をいう。）
- (3) 孤立防止事業（地域で障害者及びその家族が孤立することがないように、見守り活動を行う事業をいう。）
- (4) 社会活動支援事業（障害者の社会復帰を支援する事業をいう。）
- (5) ボランティア養成活動事業（障害者に対するボランティアの養成又は活動を行う事業をいう。）
- (6) その他市長が適当と認める自発的活動に関する事業

2 前項各号に掲げる事業のうち、他の補助事業の対象となる事業又は既に他の補助事業による補助を受けている事業について

は、補助の対象としない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象となる経費は、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象となる経費の2分の1以内とし、10万円を上限とする。

3 補助金の交付は、1つの団体に、1会計年度に1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、荒尾市自発的活動支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の会則又は規約
- (4) 団体名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付又は不交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、荒尾市自発的活動支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該団体に通知するものとする。

(事業変更の承認等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業について次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに荒尾市

自発的活動支援事業費補助金事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査の上、変更又は中止の可否を決定し、荒尾市自発的活動支援事業費補助金事業変更（中止）承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業が完了したときは、事業の完了後30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、荒尾市自発的活動支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支計算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を荒尾市自発的活動支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 1 1 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた後、速やかに荒尾市自発的活動支援事業費補助金交付請求書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求書の提出があったときは、請求書を受け付けた日から 3 0 日以内に補助金を交付するものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

補助対象経費	報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 保険料 使用料及び賃借料 その他市長が特に必要と認める経費(人件費、団体構成員による飲食費、備品購入費等を除く。)
--------	--